

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住 所			
	氏 名			
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高			円
	当初金額	年	月	日
償還期間又は賦払期間	年	月から	の	年
	年	月まで		月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額				円
(摘要)				

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成 年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所 在 地

名 称

⑩

(事業免許番号等)

————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ —————

◎ この証明書は、家屋の新築、購入又は増改築等をして、その家屋に入居し又は増改築等をした部分を居住の用に供した人で、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることのできる人が、その控除を受ける場合に、税務署又は給与の支払者に提出するためのものです。

<参考>

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成21年1月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

1 この証明書を提出して(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるための手続

(1) この控除を受ける最初の年分

この証明書(2か所以上から証明書の交付を受けている方はその全ての証明書。以下同じです。)のほか、請負契約書の写しなどの所定の書類を添付して確定申告をします。

(2) この控除を受ける2年目以降の年分

この証明書及び計算明細書を添付して確定申告をしなければなりません。ただし、給与所得者が年末調整で手続をする場合は、この証明書を税務署から送付を受けた「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」及び「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(提出を省略できる場合があります。)とともに給与の支払者に提出します。

(注) 平成24年6月以後に交付を受ける上記控除申告書と控除証明書は全ての年分で兼用となっています。

2 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

平成29年中に居住の用に供した方の控除額の計算は下表のとおりです(平成28年以前に居住の用に供した場合の計算方法については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。)。

	住宅借入金等の年末残高の合計額	各年の住宅借入金等の年末残高の合計額に乗ずる控除率	控除期間
住宅借入金等特別控除	4,000万円以下の部分の金額 (2,000万円以下の部分の金額) (注1)	1～10年目 1%	10年間
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	5,000万円以下の部分の金額 (3,000万円以下の部分の金額) (注1)	1～10年目 1%	
震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例	5,000万円以下の部分の金額	1～10年目 1.2%	
特定増改築等住宅借入金等特別控除	増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高の合計額 (A) 1,000万円以下の部分の金額 (注2)	1～5年目 1%	5年間
	うち特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額 (B) 250万円以下の部分の金額 (200万円以下の部分の金額) (注1)	1～5年目 2%	

(注1) 括弧内は、住宅の取得等又は住宅の増改築等(以下「住宅の取得等」といいます。)が「特定取得」に該当しない場合の金額です(多世帯同居改修住宅借入金等を除きます。)

なお、「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。)が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいいます。

(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合には、AとBの合計で1,000万円を限度とします。

3 この証明書の住宅借入金等の金額の「年末残高」欄の金額が、予定額により記載されている場合において、その年12月31日における実際の残高が、この証明書に記載された金額と異なることとなったときは、改めて融資先から証明書を取り寄せて、税務署又は給与の支払者に提出してください。

4 住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の取得対価等の額を超える場合や、家屋のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合、あなたが連帯債務者になっている住宅借入金等がある場合、住宅借入金等の借換えを行った場合で借換えによる新たな住宅借入金等の実行額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回るときなどは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の額の計算が複雑ですから、計算方法やその他詳しいことは税務署にお尋ねください。

5 家屋を再び居住の用に供した場合

① (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用をしていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、その家屋を再び居住の用に供した場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

② 住宅の取得等をして平成21年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した方が、その居住の用に供した日以後居住の用に供した年の12月31日までに、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、当初居住の用に供した年の翌年以後再びその家屋を居住の用に供した場合には、当初居住の用に供した年において居住の用に供していたことを証する書類の提出等の一定の手続を行うことにより(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

また、住宅の取得等をして平成25年1月1日以後に居住の用に供した方が、その居住の用に供した年の12月31日までに、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用することなくその家屋を居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、再びその家屋を居住の用に供した場合には、勤務先からの転任の命令に伴う転居等の事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類の提出等の一定の手続を行うことにより(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

(注1) 居住していなかった期間については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。

(注2) 再び居住の用に供した年にその家屋を賃貸していた場合には、再び居住の用に供した年の翌年から①の再適用又は②の適用を受けることができます。

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算や手続について詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

○ 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。